

土木学会 原子力土木委員会

技術文書審議タスクの設置・運営に関する細則

令和 4 年 8 月 2 9 日 制定

令和 x 年 xx 月 xx 日 改正

（目的）

第 1 条 技術文書審議タスクは、当該技術文書の議論および審議に関する基本方針、実施報告の各段階において、以下の点の妥当性を確認し、原子力土木委員会に付議する。

- 技術議論・審議体制の妥当性

1. 小委員会のメンバーの専門性が、当該技術文書の目的、用途、適用の観点で当該技術文書の内容を議論できる構成になっていること。
2. 技術文書の技術内容審議において、技術文書全体を通じて、または章・節単位で、被審議側の執筆者メンバーと審議側メンバーとが明確に区別されるなど、当該技術文書作成において第三者的なレビューがなされ、レビューの結果を反映できる公正な審議が可能となる体制であること。あるいはそのような体制を確保するために小委員会に所属しない専門家を小委員会委員として加えるなど小委員会の体制の変更を行っていること。
3. 審議側メンバーの構成が、同一業種、同一組織で過大ではないこと。

- 審議手続きの妥当性

1. 小委員会における技術内容審議、原子力土木委員会における審議、外部意見照会、公衆審査、を適切なタイミングで実施する計画になっていること。
2. 技術文書のボリュームを踏まえて十分な回数の技術内容審議が設定されていること。
3. 外部意見照会の対象とする委員会・学協会の選定が妥当であること。
4. 技術内容審議、原子力土木委員会審議、外部意見照会、公衆審査での対応資料（コメント対応表）が審議終了後に公開可能であること（トレーサビリティ、公開性の審査）。

- 審議スケジュールの妥当性

1. 技術内容審議、原子力土木委員会審議、外部意見照会、公衆審査の時期および期間が適切であること。

（設置）

第 2 条 規格、指針および技術資料に関する技術文書の作成を目的とする小委員会の設置が委員会で承認された後、すみやかに技術文書審議タスクを設置する。

第 3 条 タスクメンバーは原子力土木委員会の副委員長、委員兼幹事、委員、または幹事から選考する。ただし必要であれば、外部の専門家を選考することもできる。主査を除くタスクメンバーは副委員長が選任し、委員長が承認する。

第 4 条 技術文書審議タスクは、技術文書が最終的に原子力土木委員会において承認された時点で

解散する。

(運営・役割)

第 5 条 技術文書審議タスクには、主査を設け、主査には原子力土木委員会の副委員長が原則就く。

2 タスクの開催は主査の指示により、招集する。

3 主査は審議基本方針の妥当性確認のとりまとめ、タスクメンバーは主査の補佐を行う。

第 6 条 確認結果の妥当性の判断は主査を含むタスクメンバー総数の 2/3 以上が妥当と判断していることを原則とする。

第 7 条 技術文書審議タスクの資料（基本方針および実施報告の各段階における、小委員会が技術文書審議タスクに提出した文書、技術文書審議タスクが小委員会に提出した文書、および、技術文書審議タスクが原子力土木委員会に提出した文書）は、委員会に報告の後、公開する。

附則（令和 4 年 8 月 2 9 日 委員会議決）本細則は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。